

三井金属株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、三井金属株式会社と称する。

2 英文では、Mitsui Kinzoku Company, Limited と書く。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鉱業及び採石業
- (2) 製錬業、金属加工業、資源（非鉄金属、プラスチック等）リサイクル業
- (3) 化学工業品製造業
- (4) 窯業、研削砥石製造業、研磨材製造業、建材品製造業
- (5) 電子材料製造業
- (6) 電池材料製造業
- (7) 電子応用装置及び電気計測器製造業
- (8) 自動車用及びその他産業用機器の部品の製造業
- (9) 各種金型製造業
- (10) 前各号に関する原料及び製品の売買及び輸出入業
- (11) 地下資源の開発に関する調査、計画、ボーリング及び工事並びに技術コンサルタント業
- (12) 電気事業、地熱蒸気及び熱水の供給事業
- (13) 運輸業、運送業
- (14) 代理業、問屋業、仲立業、倉庫業
- (15) 建築、土木及びその他の建設工事の請負、施工、設計及び技術コンサルタント業
- (16) 機械設備、プラント類及び構築物等に関する調査、計画、設計及び工事並びに技術コンサルタント業
- (17) 品質、工程及び物流システムの改善等に関するコンサルタント業
- (18) 環境計量証明事業、作業環境測定事業及びこれに関連する環境改善等のコンサルタント業
- (19) 情報処理機器、システム及びコンピュータソフトウェアの開発、販売、保守並びに情報処理サービス業
- (20) 不動産業
- (21) 産業廃棄物及び一般廃棄物処理業
- (22) 金融業
- (23) 前各号に附帯関連する事業

(本 店)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,900 百万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会より委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料については法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会より委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、東京都において招集する。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役会の決議により、取締役会長又は社長が、これに当る。取締役会長及び社長がいずれもさしつかえあるときは、取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が、これに当る。

(決 議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、11名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第 22 条 補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

第 23 条 当会社には、社長 1 名を置く。必要に応じ、取締役会長 1 名並びに副社長、専務取締役及び常務取締役各々若干名を置くことができる。

2 取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会の決議によって選定する。

(代表取締役)

第 24 条 代表取締役は、取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役のうちから、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 2 日前までに発する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の招集)

第 27 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 2 日前までに発する。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によ

って重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（執行役員）

第30条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。

第5章 計 算

（事業年度）

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当）

第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第34条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 1 当会社は、2024年6月27日開催の第99期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 2024年6月27日開催の第99期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。

1950 年 5 月 1 日制定
1950 年 8 月 25 日改正
1951 年 10 月 1 日改正
1952 年 12 月 1 日改正
1956 年 5 月 29 日改正
1957 年 11 月 29 日改正
1959 年 11 月 28 日改正
1962 年 5 月 29 日改正
1964 年 5 月 30 日改正
1967 年 5 月 30 日改正
1968 年 5 月 29 日改正
1971 年 11 月 29 日改正
1974 年 5 月 30 日改正
1975 年 5 月 30 日改正
1979 年 6 月 29 日改正
1982 年 10 月 1 日改正
1990 年 6 月 28 日改正
1991 年 6 月 27 日改正

1994 年 6 月 29 日改正
1998 年 6 月 26 日改正
2001 年 10 月 1 日改正
2002 年 6 月 27 日改正
2003 年 6 月 27 日改正
2004 年 6 月 29 日改正
2006 年 6 月 29 日改正
2009 年 6 月 26 日改正
2017 年 6 月 29 日改正
2017 年 10 月 1 日改正
2019 年 6 月 27 日改正
2022 年 6 月 29 日改正
2023 年 3 月 1 日改正
2024 年 6 月 27 日改正
2025 年 6 月 27 日改正
2025 年 10 月 1 日改正
2026 年 10 月 1 日改正